

ノムラ・ファンド・セレクト

ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ投信 米ドル建て

ファンドは特化型運用を行います。

＜株式投資信託＞

交付目論見書 2025.10.1

Blackstone Private Equity Strategies Fund
A Series Trust of Nomura Fund Select
ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託

＜管理会社＞ グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年2月27日にケイマン諸島において設立されました。

ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行・買戻し業務を行います。

資本金 50万ユーロ(約8,538万円)(2025年7月末日現在) 管理財産 約5,538億円(2025年6月末日現在)

(注)ユーロの円貨換算は、2025年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=170.75円)によります。

＜受託会社＞ マスター・トラスト・カンパニー

ファンドの受託業務を行います。

＜投資顧問会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

＜保管会社／管理事務代行会社＞ ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

＜代行協会員＞ 野村證券株式会社

ファンドに関する代行協会員業務を行います。

●ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

●ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

●また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うノムラ・ファンド・セレクト－ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益証券(以下「ファンド証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2025年7月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月30日に財務省関東財務局長に提出しております。

ファンド証券の価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

ノムラ・ファンド・セレクト－ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ・ファンドは「ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ投信 米ドル建て」または「ブラックストーン・プライベート・エクイティ戦略投信 米ドル建」と称することがあります。

ファンドの目的・特色

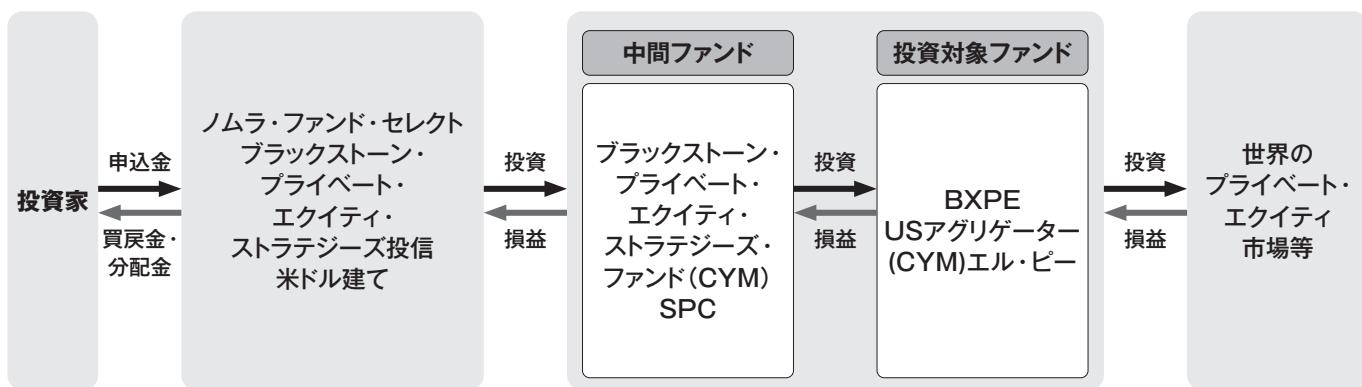
投資目的

ファンドは、主にブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ・ファンド(CYM)SPC(以下「中間ファンド」^{※1}といいます。)の受益証券への投資^{※2}を通じて、BXPE USアグリゲーター(CYM)エル・ピー(以下「投資対象ファンド」といいます。)に投資し、実質的にブラックストーンのプライベート・エクイティ戦略に幅広く投資を行うことで、地域およびセクターを分散させた魅力的なオルタナティブ投資のポートフォリオを提供し、中長期的なキャピタル・ゲインの実現、およびインカム・ゲインの獲得をめざします。

※1: 中間ファンドとは、税目的や効率的な運用目的のために、投資対象ファンドと投資家が投資したファンドとの間に設立されるファンドをいいます。

※2: ファンド証券の発行手取金の一部はファンド運営費用や買戻しに充当するため、投資対象ファンドには投資されず、投資顧問会社の裁量で保管会社の銀行預金口座に預け入れることができます。また、投資顧問会社は、場合によっては米ドル建ての米国財務省証券、譲渡性預金および/またはコマーシャル・ペーパーなど信用力の高い短期有価証券に投資することができます。

ファンドの仕組み



投資対象ファンド

ファンドは、主に中間ファンドへの投資を通じて、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップであるBXPE USアグリゲーター(CYM)エル・ピーに実質的に資産の大部分を投資します。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドの運用成果の影響を受けます。

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、主として中長期的なキャピタル・ゲインを実現すること、および、インカム・ゲインを獲得することです。

投資対象ファンドの投資戦略

ブラックストーンが運用するプライベート・エクイティ戦略に幅広く投資し、地域およびセクターを分散させた魅力的なオルタナティブ投資のポートフォリオを提供します。

ブラックストーンのプライベート・エクイティ戦略では、テーマに基づく投資アプローチのもと、ブラックストーンの規模、ブランド、経営支援能力を活用した案件への投資に焦点をあてます。

具体的には以下のような投資戦略を含みます。

●バイアウト投資戦略

企業の支配株主となることもしくは類似の投資を行ったうえで、ビジネスの質、キャッシュフローなどに注目しつつ、積極的に会社の運営改善を行っていく戦略です。

●グロース投資戦略

成長力の高いセクターを調査・特定し、その中でも主導的な地位を獲得することが可能な企業への投資を行う戦略です。

●オポチュニティック投資戦略

優先出資証券への投資、資産の取得、最低価格や利回りを事前に契約で定めたうえでの出資など、株式に限定されず幅広い投資機会を活用する戦略です。

●セカンダリー投資戦略

プライベート・エクイティのセカンダリー市場において、投資家(リミテッド・パートナー)、ファンド運営者(ジェネラル・パートナー)、スポンサーなどと取引を行う戦略です。資金化を急ぐリミテッド・パートナーからの持ち分の買取り、既存ファンドの後継ファンドへの出資、ポートフォリオ企業への出資、優先株式出資など様々なケースが想定されます。

＜債券その他の証券投資＞

キャピタル・ゲインをもたらすとともに、インカム・ゲインおよび流動性の供給源として、投資対象ファンドは、ローン、債務証券、公開株式、債務担保証券およびローン債権ビークルの持分、デリバティブ、短期金融市場商品への投資や、また現金および現金等価物等、債券その他の証券も保有します。

投資対象ファンドは、プライベート・エクイティ投資、債券その他の証券投資において、特別目的会社、事業会社またはプラットフォーム、ジョイント・ベンチャー（ジェネラル・パートナーまたは共同ジェネラル・パートナーを含みます。）、その他の投資ビークルおよび上場会社を通じて投資を行います。

通常の状況下では、その純資産総額の少なくとも80%をプライベート・エクイティ投資に、また、20%を上限として債券その他の証券に投資することを目指します。この投資比率は、短期間に大量の資金が流入した場合、投資魅力度が上昇した場合、予想される現金需要や買戻請求が増加した場合などの要因により、また、適用法の制限または要件により、隨時、上記の水準から大きく外れる可能性があります。

投資対象ファンド・中間ファンドの運用

○投資対象ファンドのジェネラル・パートナー

ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ・アソシエイツ・エル・ピー

- 米国・デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ
- 投資対象ファンドの運営全体に対して責任を負います

○投資対象ファンドの投資運用会社

ブラックストーン・プライベート・インベストメンツ・アドバイザーズ・エル・エル・シー

- 米国・デラウェア州の有限責任会社
- ジェネラル・パートナーの監督のもと、投資運用業務を行います

○中間ファンドの投資運用会社

ブラックストーン・プライベート・インベストメンツ・アドバイザーズ・エル・エル・シー

- 米国・デラウェア州の有限責任会社
- 中間ファンドの投資運用業務を行います

ファンドの投資目的および投資対象は、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することを条件に（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が隨時修正する場合があります。

※「ファンド営業日」とは、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、ニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ日本の販売会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、および／または管理会社が投資顧問会社と協議した上で隨時決定するその他の日をいいます。

ファンドの投資対象資産およびその純資産価格は、市場環境により変動します。

ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会で定める比率（純資産総額の10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは、中間ファンドが発行する受益証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、中間ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

運用体制

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2025年4月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約87兆1,667億円です。

※上記の運用体制は2025年4月末日現在のものであり、隨時変更されます。

投資対象ファンドの投資運用会社であるブラックストーン・プライベート・インベストメンツ・アドバイザーズ・エル・エル・シーは、世界有数の投資会社であるブラックストーンの関連会社です。ブラックストーンでは、不動産、プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、ライフサイエンス、グロース、クレジット、実物資産、およびセカンダリーに投資するファンドの運用をグローバルに行ってています。

主な投資制限

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。より詳細な情報は請求目論見書をご参照ください。

- ファンドの資産総額の少なくとも50%を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、償還が決定した場合、大量の買戻請求が予想される場合、または受託会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合を除きます。
- 証券の空売りを行うことは禁止されます。
- ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。
- 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません（ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。）。

管理会社は、ファンド証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を隨時課すことができます。

分配方針

管理会社は、ファンド証券1口当たり純資産価格、純投資収益および純実現・未実現キャピタル・ゲインを考慮の上、受託会社および投資顧問会社と協議して、毎年1月9日（以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対する年次分配を行うことがあります（分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日に宣言されます。）。また、分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

ただし、ファンドが中間ファンドから受け取る配当金は、原則として中間ファンドに再投資されることにご留意ください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資リスク

受益者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンド信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は、請求書見本をご参照ください。

ファンド・中間ファンド・投資対象ファンドに関する主なリスク要因

プライベート・エクイティおよび関連投資リスク

投資対象ファンドは、主にプライベート・エクイティ(非上場株式)および関連証券への投資を行います。当該投資にあたっては、通常の上場株式への投資に伴うリスクに加えて、以下のようなリスクも伴います。

1. 低流動性資産に長期間投資するリスク

投資対象ファンドが行う投資のほとんどは流動性が低く、収益の保証のない長期コミットメントが求められ、どの投資からも利益の実現や元本の回収をいつでも実施できるという保証はありません。また一般的に投資が行われた後、一定の年数が経過するまで売却されることは想定されておらず、長期間保有されます。当初投資を行った資産が別の上場・非上場企業の株式等に変換されることがあります、これによって投資家が元本や利益の分配を受けることが保証されるものではありません。また、保有する企業の株式が上場され市場にて売却可能となる保証もありません。さらに、投資対象ファンドの解散が決定された場合、投資回収のために不利な条件での売却を行う可能性があります。

2. 設立間もない企業やグロース企業への投資リスク

投資対象ファンドは、設立間もない企業へ投資を行うことができます。このような企業は、資金や経営資源が少ない傾向があり、かつ将来の業績を判断するための事業履歴が短いことなどから、ビジネスが確立された企業への投資よりも大きなリスクを伴う可能性があります。

投資対象ファンドは、将来の業績を判断するための事業履歴がなく、ビジネスが確立されておらずまたは開発の初期段階にある企業(グロース企業)に投資することがあります。このような企業は、赤字で運営されるもしくは営業成績が大きく変動し、かつ研究開発活動やビジネス基盤拡大のための追加資本を必要とする可能性があります。

ディストレスト債権等への投資リスク

投資対象ファンドが行う債券その他の証券への投資には、ディストレスト状態(経営破綻や経営不振で財務内容が著しく悪化した状態)のローン、債務証券等への投資も含まれます。具体的には、

- ①流動性問題や債務償還問題に直面している企業への投資
- ②景気変動、一時損失等の問題に直面している企業への投資
- ③破産手続き中の企業への投資や債務保有者へのファイナンス
- ④非中核事業の買収や重大な財務上の問題に直面している企業からの資産買収
- ⑤資本構造、景気変動、または業績の悪化に直面している企業への投資

このような投資は、危険度が高いと見なされる場合が多く、金利変動、経済情勢や特定の産業への影響、投資先企業内の動向などによって不利な影響を受ける可能性があります。よって重大な経営・財務上の問題に直面している企業への投資には、金融および法的の両面で、非常に高い分析力や熟練度が必要とされます。

債券等の負債性証券への投資リスク

投資対象ファンドは債券を含む負債性証券に投資を行う場合があり、これらは無担保の債務や上位債権に劣後する債務である可能性があります。また、財務制限条項や追加債務の制限によって保護されていない、流動性が限られている、信用格付機関による格付けを受けていないなどの可能性もあります。負債性証券の投資については、一般的な信用リスク、金利変動リスクも伴います。

為替変動リスク

ファンド証券は米ドル建てです。よって、投資者が米ドル以外の通貨（以下「投資者通貨」といいます。）で投資を行う場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動など）するリスク、および米ドルまたは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、純資産総額およびファンド証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに、支払分配金（あった場合）の投資者通貨相当額は下落します。

また、投資対象ファンドの投資先企業が事業を行うにあたっては、主たる拠点を置く地域の通貨を使用します。したがって、投資先企業と異なる地域に居住する投資家が当該投資から得られるリターンは、企業自体のパフォーマンスに加え、当該通貨レートの変動、為替コスト、為替管理規制の影響を受ける可能性があります。なお、投資対象ファンドの投資運用会社は、通貨エクスポートジャーナーを一部ヘッジする場合があります。ただし、特定の通貨エクスポートジャーナーがヘッジされる保証はありません。

評価リスク

ファンドの実質的な投資持分は、投資対象ファンドの評価方針および評価手続にしたがって評価されます。投資持分の評価は、持分の現金化により得られる実際の金額を反映していないおそれがあります。また、現金化のタイミングが金額に影響を与える可能性もあります。実際の評価にあたっては、資産評価者やプライシング・サービスなどの第三者から提供された価格情報や評価を利用しています。

投資持分の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していないおそれがあります。そのため、純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は、正確な評価が行われた場合よりも少額または多額となる可能性があります（以下、このような正確な評価が行われた場合の受益証券1口当たり純資産価格を「真の受益証券1口当たり純資産価格」といいます。）。投資持分の評価が不正確であった場合、受益者は、真の受益証券1口当たり純資産価格に対して割安または割高な価格で受益証券を取得したり、買い戻したりするおそれがあります。

カントリーリスク

ファンドのパフォーマンスは、政情不安、政策や税制の変更、外国資本や通貨に対する規制、その他適用される法令の変更などの不確実性による影響を受ける可能性があります。またファンドの取引相手も、今後も変更されていく可能性が高い規制や監督下に置かれる可能性もあります。したがって、ファンドは自らが受ける規制の変更だけでなく、取引相手が受ける規制の変更からも影響を受ける可能性があります。

中間ファンドの買戻し・流動性にかかるリスク

ファンドが投資を行う中間ファンドには、四半期ごとの買戻しに上限があります。通常、前四半期末時点の中間ファンドの純資産総額の3%までに制限されています。また、中間ファンドの投資運用会社は、その裁量において、全部または一部の買戻しを拒否することもできます。

また、中間ファンドのような流動性の低い資産へ投資することにより、受益者が望む価格および時期に現金化できないリスクもあります。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間でファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資対象ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資対象ファンドがリターンを得ること、またはそのリターンが本書に記載された種類の資産に対するリスクに見合ったものになるという保証はありません。ファンドへの投資は、投資額のすべてを失う可能性があることをご認識ください。投資対象ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資対象ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、投資対象ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

投資の集中

ファンドはほぼすべての資産を中間ファンドに投資し、さらに中間ファンドはほぼすべての資産を投資対象ファンドに投資するため、投資対象ファンドにおいて発生した損失はファンドに重要な悪影響を及ぼします。

第三者の運用への依存

ファンドのリターンは、投資対象ファンドの投資運用会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資対象ファンドの投資運用会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。ファンドの投資顧問会社またはその他の業務提供者はいずれも、中間ファンドおよび投資対象ファンドの日々の運用において役割を持たず、投資対象ファンドの投資運用会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、一般に、投資対象ファンドに不利な業績が発生した場合でも、ファンドは、中間ファンドへの投資をやめることはできません。ファンドの投資顧問会社は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの投資運用会社のパフォーマンス履歴や投資対象ファンドの投資戦略等の基準に基づいて投資対象ファンドを評価するよう努めるものの、それらが将来のパフォーマンスの信頼できる指標になるとは限らず、また投資対象ファンドの投資運用会社、その主要人物、または投資対象ファンドの投資戦略は、ファンドの合意なしに隨時変更される可能性があります。

中間ファンドおよび投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的に沿った運用を行うためには、中間ファンドおよび投資対象ファンドに継続的に投資する必要があります。中間ファンドおよび投資対象ファンドは償還または解散する可能性があり、またその他の理由でファンドが中間ファンドおよび投資対象ファンドに投資できなくなる可能性があります。

投資先ファンドの費用負担

投資対象ファンドは、ブラックストーンが運用する他のファンド、第三者が運用するファンドや共同投資ファンド等(以下「投資先ファンド」といいます。)にも投資を行う可能性があります。このような場合、投資対象ファンドは、投資先ファンドにてかかる管理報酬・成功報酬・管理事務代行報酬・その他の費用・手数料を直接的または間接的に負担する場合があります。

その他の留意点

- ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 中間ファンドおよび投資対象ファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。
- ファンドは、中間ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。中間ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、前四半期末時点の純資産総額の3%を上限とする解約制限があり、また投資対象ファンド投資運用会社には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、中間ファンドの流動性は限定的です。なお、中間ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は換金(買戻し)請求の受付を差し戻し(拒否)することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の受付を中止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、中間ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるプライベート・エクイティ市場が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、中間ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は中間ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考查および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

◆パフォーマンスの考查

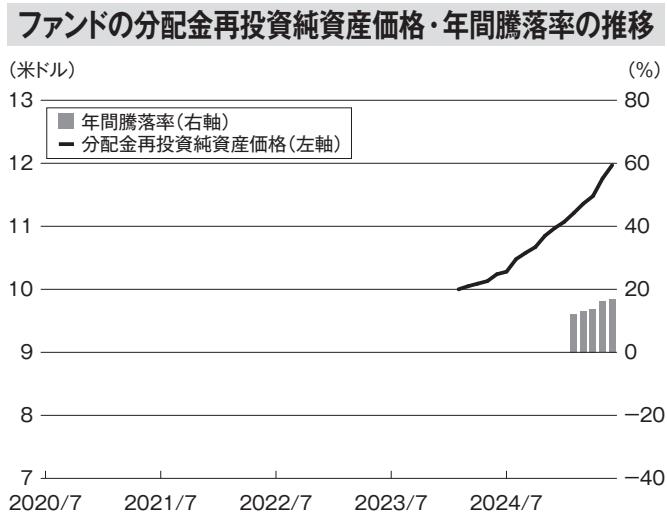
パフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

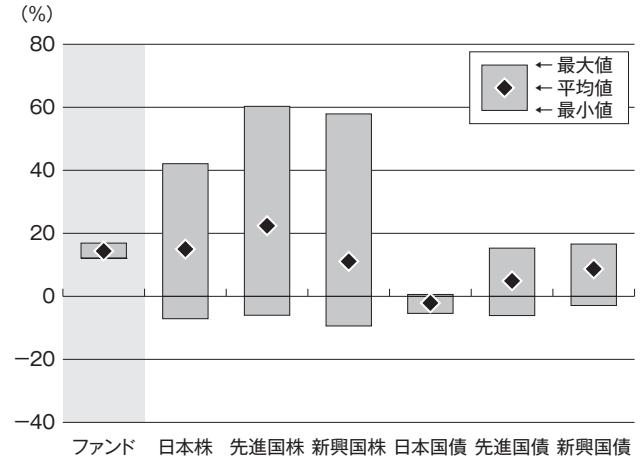
※上記の管理体制は2025年4月末日現在のものであり、隨時変更されます。

参考情報



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2024年2月29日に運用を開始したため、年間騰落率は2025年2月から2025年6月の期間となります。なお、ファンドは2025年6月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.9	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	12.1	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	14.4	15.0	22.4	11.1	-2.1	4.9	8.7

出所:Bloomberg L.P.および指標提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年7月から2025年6月の5年間(ファンドは2025年2月から2025年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指標
- 日本株…TOPIX(配当込み)
先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株…S&P新興国総合指数
日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指標値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指標は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指標の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

運用実績

投資有価証券の主要銘柄 (2025年3月末日現在)

銘柄	国名	種類	時価(米ドル)	投資比率(%)
ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ・ファンド(CYM) SPC	ケイマン諸島	投資ファンド	1,565,338,089	94.85

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<参考情報>

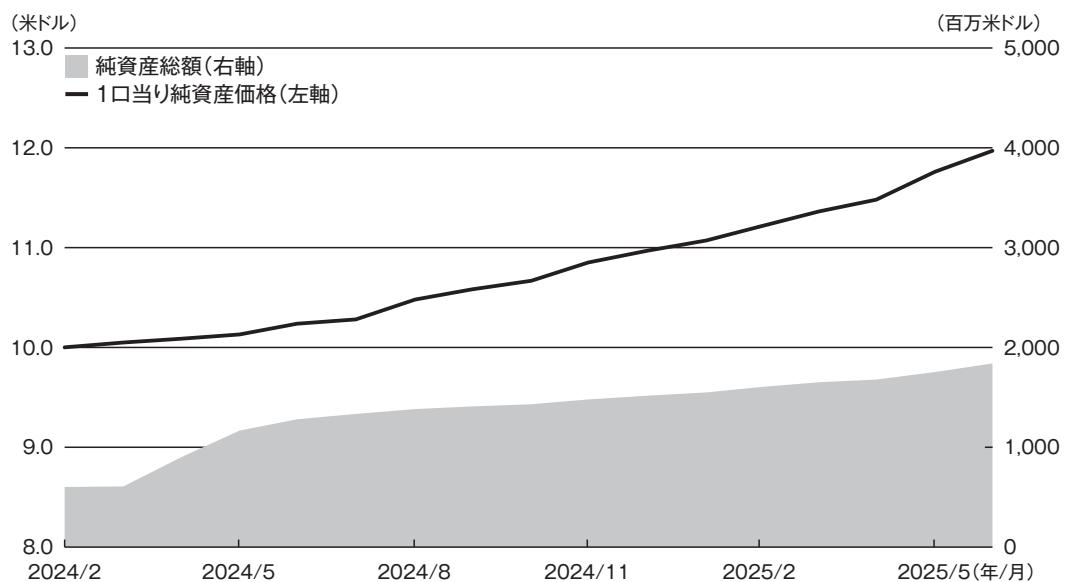
投資対象ファンド「BXPE USアグリゲーター(CYM) エル・ピー」の組入上位10案件 (2025年3月末日現在)

	案件名	戦略区分
1	Adevinta	バイアウト投資戦略
2	Jersey Mike's	バイアウト投資戦略
3	Air Control Concept	バイアウト投資戦略
4	Recognition (旧名Hipgnosis)	バイアウト投資戦略
5	Airtrunk	バイアウト投資戦略
6	Higginbotham	バイアウト投資戦略
7	L'Occitane en Provence	オポチュニスティック投資戦略
8	ATG Entertainment	バイアウト投資戦略
9	CoreWeave	オポチュニスティック投資戦略
10	AI Fire	バイアウト投資戦略

組入上位10案件の保有比率合計: 約40%

- ・投資対象ファンドのプライベート・エクイティ投資(債権・その他証券を除く)のみを対象とし、投資済み案件の公正価値をもとに算出した上位10案件です。
- ・戦略区分はブラックストーンの分類に基づきます。

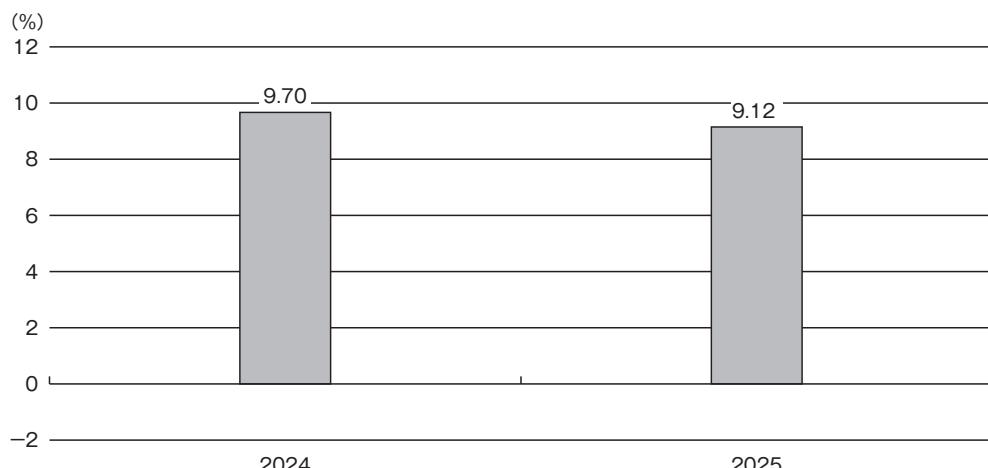
純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2025年6月末日現在)



分配の推移

2025年6月末日現在、実績はありません。

収益率の推移 (暦年ベース) *2024年は2月29日から、2025年は6月末日まで



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

*分配金に対する税金は考慮されておりません。

*ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

手続き・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2025年7月1日～2026年6月30日 (期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) ※毎月1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までの お申込み受付分が、その月の評価日(下記「評価日」の項をご参照ください。)の純資産 価格での購入となります。 ※ただし、販売会社によって申込期間が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 ファンド営業日とは、以下のすべてが営業を行っている日(ただし毎年12月24日を除きます。) および／または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいい ます。 ●ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行 ●ニューヨーク証券取引所 ●日本の販売会社
購入単位	5,000口以上1口単位(当初元本1口=10米ドル)
購入価額	お申込みいただいた月の評価日の純資産価格 (原則として評価日の21中間ファンド営業日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に判明 します。純資産価格が判明する日程は、販売会社にお問い合わせください。) (注)中間ファンド営業日とは、米国のニューヨーク証券取引所が開いている日をいいます。
購入代金	約定日(販売会社が購入注文の成立を確認した日。通常、上記の純資産価格が判明した国内 営業日)から起算して4国内営業日目までに、申込金額と購入時手数料をお支払ください。 ※購入代金は、円貨または外貨でお支払ください。円貨の場合、外貨との換算レートは、 約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。詳細は販売会社に お問い合わせください。
換金(買戻し)申込 可能日	1月、4月、7月、10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から20日(ファンド営業日 でない場合は直前のファンド営業日)までのお申込み受付分が、それぞれ申込月の2か月後の 月の評価日の純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。 なお、換金(買戻し)制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金 (買戻し)価額が判明した日に確認できます。換金(買戻し)制限については下記(換金(買戻し) 制限)をご参照ください。 ※ただし、販売会社によって申込可能日が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ ください。
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
換金(買戻し)価額	申込月の2か月後の月の評価日の純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格(原則と して評価日の40暦日後の翌ファンド営業日の翌国内営業日に判明します。換金(買戻し)価額が 判明する日程は、販売会社にお問い合わせください。)
換金(買戻し)代金	約定日(販売会社が換金(買戻し)注文の成立を確認した日。通常、上記の換金(買戻し)価額が 判明した国内営業日)から起算して4国内営業日目からお受け取りいただけます。 ※換金(買戻し)代金のお受け取りは、円貨または外貨となります。円貨の場合、外貨との 換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
評価日	毎月の最終暦日および／または管理会社(もしくは代理としての管理事務代行会社)が投資 顧問会社と協議して随時決定するその他の日
申込締切時間	販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までにお申込みが行われ、かつお申込みに ついての販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日のお申込み受付分とします。
換金(買戻し)制限	ファンドが投資を行う中間ファンドには、四半期ごとの買戻しに上限があります。通常、前四半期 末時点の中間ファンドの純資産総額の3%までに制限されています。 中間ファンドの買戻し上限に到達する等、中間ファンドを解約できなかった場合には換金 (買戻し)代金を支払えないため管理会社が換金(買戻し)請求の受付を差し戻し(拒否)する ことができます。翌買戻日以降に換金(買戻し)請求を行う場合には再度申込みが必要です。 その他、管理会社が、その独自の裁量により、換金(買戻し)の実行が不可能であり／または 通常の価格での換金(買戻し)の実行が不可能と判断する場合等において、換金(買戻し) 請求の受付を中止する場合があります。 また純資産価格の決定が停止されている間は換金(買戻し)も停止します。

購入・換金(買戻し) 申込受付の中止 および取消し	管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、ファンド証券の購入・換金(買戻し)を停止、または換金(買戻し)代金の支払いを延期することができます。 (1) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。 (2) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。 (3) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する場合。
信託期間	2024年2月29日～2029年3月31日 (管理会社が投資顧問会社と協議した上、ファンドの信託期間が延長、または線上償還される可能性があります。)
線上償還	(1) 管理会社は、投資顧問会社と協議の上、線上償還を決定する場合があります。 (2) 設定日(2024年2月29日)より3年経過後において、ファンドの純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合には、ファンドを償還する場合があります。 (3) 中間ファンドおよび／または投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを償還します。 さらに、ファンドを継続すること、またはノムラ・ファンド・セレクトを他の法域に移動することのいずれかが、違法となり、または受託会社もしくは管理会社が、投資顧問会社と協議の上、受益者の利益に反すると判断する場合等は、償還するものとします。 なお、受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。
約款の変更	受託会社および管理会社は、受益者の最善の利益となると考える方法および範囲において、信託証書の規定に変更を行うことができます。管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書でご参照いただけます。
決算日	毎年12月31日
収益分配	毎年1月9日(以下「分配基準日」といいます。)現在の受益者に対する年次分配を行うことがあります(分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日に宣言されます。) ※ 管理会社の判断により分配が行われない場合もあります。
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年12月31日)後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	日本において課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。
申込取扱場所	野村證券株式会社 大和証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 (上記をそれぞれ「販売会社」といいます。)

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。以下に該当する場合、お申込みを行うことができません。

- 米国の市民、または居住者
- ケイマン諸島の市民、または居住者

中間ファンドおよび投資対象ファンドの持ち分のご購入お申込みはできません。

取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額の3.30%(税抜3.0%)以内 購入時手数料は、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻し)手数料	かかりません。
信託財産留保額	換金(買戻し)時に、評価日の純資産価格に0.3%の率を乗じて得た額を、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(管理報酬等) 純資産総額に対し年率1.50%

評価日の信託財産に費用計上され、ファンドの純資産価格に反映されます。なお、四半期ごとに信託財産中から支払われます。支払先の内訳は以下のとおりです。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬	管理会社	ファンドの継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01%
受託報酬	受託会社	ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01%
投資顧問報酬	投資顧問会社	ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.50%
保管報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.03%
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.10%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.10%
販売会社報酬	販売会社	受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.75%
その他費用・手数料		目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)、監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、登録費用、銀行手数料、ファンドの設立費用、ファンド資産および収益に課せられる税金等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。	

ファンドを通じて間接的に負担する中間ファンドおよび投資対象ファンド等の費用

管理報酬	投資対象ファンドの純資産総額に対して年率1.25%
管理事務代行報酬	投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.10%
成功報酬	投資対象ファンドのトータルリターンの12.5%(ハードルレート5%およびハイ・ウォーター・マーク(成功報酬を算出するための基準となる価格)の両方を超過した場合)
その他費用・手数料	上記の管理報酬・管理事務代行報酬・成功報酬に加え、中間ファンドおよび投資対象ファンドは、その他の費用・手数料を支払います。これには中間ファンドの設立および募集費用等が含まれます。また、ブラックストーンが運用する他のファンド、第三者が運用するファンドや共同投資ファンド等(投資先ファンド)に投資を行う場合、当該投資先ファンドにてかかる管理報酬・成功報酬・管理事務代行報酬・その他の費用・手数料を直接的または間接的に負担する場合があります。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるほか、ファンドの保有期間等に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税:分配金に対して20.315%
買戻請求等による 譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税:譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があつたものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

- 上記は、2025年9月30日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 購入価額を下回る部分からの分配についても課税対象となります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。